

四日市市告示第 37 号

四日市市文化財保護条例（平成 5 年四日市市条例第 17 号）第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のものを四日市市指定無形文化財（工芸技術）として指定し、保持者を認定するので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 2 月 10 日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定無形文化財（工芸技術）

種別	無形文化財（工芸技術）
指定名称	萬古焼（紫泥急須）
文化財所在地	四日市市南いかるが町 19-4
工芸技術の保持者の認定	氏 名：清水 洋（三代 酔月） 生年月日：昭和 19 年 3 月 22 日 住 所：四日市市南いかるが町 19-4

（文化課）